

短期入所生活介護

アリビオさくら

運 営 規 程

【事業の目的】

第1条 社会福祉法人 徳栄会 介護付有料老人ホーム アリビオさくらに併設する短期入所生活介護事業所【以下「施設」という】が行う短期入所生活介護事業【以下「事業」という】が適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及びヘルパー研修の修了者が、利用者に対して適正介護援助計画に基づきサービスを提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 事業所管理者は、要介護者がその心身の状況に応じ、適切な短期入所介護サービスを利用できるように、入浴、排泄、リハビリ、食事の介助その他の施設における生活全般にわたる短期入所生活介護援助計画に基づき援助を行う。

2 事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

【事業所の名称等】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 アリビオさくら ショートステイ
- 2 所在地 宮崎県宮崎市清武町加納甲1318-1

【職員の職種、員数及び職務の内容】

第4条 事業所に勤務する職員、員数及び内容は下記のとおりとする。

従業者の職種	職員数	指定基準等	職務の内容
1・管理者	必要数	1人（常勤兼務）	管理及び事業内容調整
2・生活相談員	必要数	1人（常勤兼務）	助言・相談・サービス調整
3・看護職員	必要数	入居者3人に対して 1人以上（常勤兼務）	健康管理等医療業務
4・介護職員	必要数		日常生活の介護業務
5・機能訓練指導員	必要数	1人（常勤兼務）	機能訓練の助言・指導
6・医師	必要数	1人（非常勤）	健康管理及び療養指導
7・栄養士	必要数	1人（常勤兼務）	栄養管理及び厨房の衛生管理
7・事務職員	必要数	定めなし	業務遂行上の事務全般

※介護職員、看護職員の職員配置状況は原則として3：1以上です。職員数が変動することがありますが、介護保険法令を将来に渡って遵守するものとします。

【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 年中無休
- 2 営業時間 24時間体制

【短期入所生活介護の利用定員】

第6条 事業所の利用定員は、12名とする。

【短期入所生活介護事業の内容及び利用料等】

第7条 短期入所生活介護事業の内容は次のとおりとし、短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用額は、下記のとおりとする。

(短期入所生活介護のサービス内容)

内容として、要介護者の自立支援と日常生活の充実を目指す上で必要な、食事・入浴・排泄・機能訓練・レクリエーション・送迎・健康チェックなど、要介護者に合ったサービスが提供できるように、短期入所生活援助計画を実施する。

(利用料等)

指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - (1) 滞在費に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) その他、本人の嗜好によるもの（実費）
 - (4) 電気料金については、電化製品の持込みにつき実費負担
 - (5) その他、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名・捺印を受けることとする。
- 4 事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面での同意を得た上で改定するものとする。

【事業の実施地域】

第8条 実施地域は、宮崎市の地域とする。

【サービス利用にあたっての留意事項】

第9条 サービス利用にあたっては、運営規程に基づいてサービス提供を実施し、利用者に説明するものとする。

【緊急時における対応】

第10条 利用者の健康等に異常があった場合、嘱託医との連絡等、適切な対応を実施するものとする。

管理者も常に利用者の健康面での注意を払わなければならない。

【非常災害対策】

第 11 条 非常時に対して、日常より避難訓練等を実施し、非常災害に対応するものとする。

【その他の運営についての重要事項】

第 12 条 短期入所生活介護事業所は、管理者及び介護職・看護師の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、または業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後随時必要と思われる期間
 - ② 継続研修 必要と思われる回数
-
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者の又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者の又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程は定める事項以外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 徳栄会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【高齢者虐待及び身体拘束に関する事項】

第 13 条

虐待防止の為に措置を下記の通り実施する。

高齢者虐待の類型（身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待・ネグレクト）

高齢者虐待防止委員会を設置し、下記の通り実施する。

- （１） 管理者を含む幅広い職種で構成する。
- （２） 虐待防止の為に対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を職員に周知する。
- （３） 虐待防止の為に指針を整備する。
- （４） 従業者に対し、虐待の防止の為に研修を実施する。（年 2 回以上）
- （５） 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

第 14 条

身体拘束等を行う際の手続き

身体拘束適正化委員会を設置し、下記の通りに実施する。

- （１） 身体拘束を実施する際の様式を整備する。
- （２） 介護及びその他の従業者は、身体拘束などの発生事にその他の状況、背景などを記録するとともに、身体拘束について報告を行う。
- （３） 身体拘束適正化委員会において、報告された事例を集計し、分析を行う。
- （４） 身体拘束に関する指針を整備する。
- （５） 身体拘束適正化委員会は原則 3 ヶ月に 1 回開催する。
- （６） 開催された委員会内容を従業者に周知する。
- （７） 従業者に対して、身体拘束に関する研修を実施する。（年 2 回以上）

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年12月 日から改正する。

この規程は、平成24年 4月 1日から改正する。

この規定は、令和6年 4月 1日から改正する。